

「常陽産業研究所」に対する特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第32条の11第3項の規定により、株式会社常陽産業研究所※に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行い、本日、特定専門家派遣契約を締結しましたので、お知らせいたします。

※常陽産業研究所の概要は、別記のとおりです。

本件は、機構が資本参加していないファンド運営会社との間で特定専門家派遣契約を締結するものです。機構が派遣する特定専門家は、常陽産業研究所が運営する「めぶき地域創生ファンド投資事業有限責任組合※」が、取引先事業者に対して行う企業価値向上支援業務(財務内容の検証や事業計画の精査、事業性評価等)について助言等を行います。

※めぶき地域創生ファンドの概要は、別記のとおりです。

機構は、特定専門家派遣を通じ、機構に結集されたノウハウを提供することにより、地域における成長支援投資の担い手となるファンド運営会社の支援能力の向上に寄与し、自律的かつ持続的に地域の活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいります。

以上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社 地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

地域活性化支援部：TEL 03-6266-0203

別記

○株式会社常陽産業研究所の概要(2016年9月末時点)

本店所在地：茨城県水戸市三の丸1丁目5番18号

資本金：100百万円

設立：1995(平成7)年4月3日

取締役社長：鈴木祥順

業務内容：企業、地方公共団体などへのコンサルティング業務
研修・人材育成支援、調査研究の受託、経営情報の提供

○めぶき地域創成ファンドの概要

名称	めぶき地域創生ファンド投資事業有限責任組合
設立予定日	2016(平成28)年11月14日
ファンド規模	2,000百万円
運用目的	常陽銀行、足利銀行の営業地盤内において、「食・農・観光」分野の振興に資する事業を行う中小・中堅企業、農業法人への出資等を通じて、地域の活性化を図る
投資対象	全業種
無限責任組合員	(株)常陽産業研究所、(株)あしぎん総合研究所
有限責任組合員	(株)常陽銀行、(株)足利銀行、損害保険ジャパン日本興亜(株)
存続期間	10年